

13 文情審議答第 1 号
平成 14 年 1 月 10 日

文京区長 煙山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 服部 銈二郎

個人情報保護制度の充実について（答申）

平成 13 年 12 月 17 日付、13 文企広第 596 号により諮問のあった「区のコンピュータシステムと区の機関以外のもののコンピュータシステムとを結合して、個人情報を処理することについて」は、別紙のとおり答申します。

(別紙)

1 外部結合について

個人情報を処理するために、コンピュータシステムに体系的に構成された個人情報の集合体を、電気通信回線等を通じて、区の機関以外のもののコンピュータシステムに結合することを「外部結合」とする。

外部結合は、大量の個人情報が瞬時に外部へ提供される点、コンピュータシステムで自動的に送受信が行われ職員が無意識のうちに個人情報の提供がなされる点など、個人情報を保護する必要性が特に高いといえる。こうしたことから、外部結合については「原則として禁止」とすべきである。ただし、「法律又は条例に定めのある場合」並びに「文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要であると判断した場合」には、当審議会での議論を踏まえ、個人情報保護に十分配慮した上で、例外として外部結合できるものとする。

2 外部結合を行う場合の個人情報の保護について

実施機関が、例外として外部結合を行う場合には、個人情報保護の観点から次に掲げる措置を講ずるべきである。

- (1) 外部結合を行うに当たっては、個人情報保護のため必要があると認めるときは、結合先に対し、目的外利用の禁止や第三者への提供禁止などの条件を付し、又は安全確保のための措置や個人情報の利用状況の報告などを求めること。
- (2) コンピュータシステムでの個人情報の取扱いに関する苦情については、文京区個人情報の保護に関する条例(以下「保護条例」という。)に基づき、実施機関において迅速かつ適切に対応すること。また、苦情への対応が個人情報保護制度の運営に重大な影響を及ぼすこととなる場合には、当審議会に報告すること。
- (3) 外部結合を実施した場合には、その実施状況を当審議会に報告するとともに、区民に対して公表すること。
- (4) 区長は、区民の個人情報の保護に対して責任を有しており、そうした観点から結合先における個人情報の管理が適正になされていないと思われる場合には、保護条例に基づき、結合先に対して、不当な個人情報の取扱いに対する是正又は中止を求めるなど、適切な措置を講ずるように要請すること。

3 個人情報をコンピュータシステムで処理する場合の原則について

外部結合は、個人情報をコンピュータシステムに記録することを前提としたものである。そこで、個人情報をコンピュータシステムで処理する場合の原則として、思想、信条あるいは犯罪に関する個人情報など、個人の内心の自由に関する情報や不当な差別に利用されるおそれのある情報については、コンピュータシステムに記録してはならないことを保護条例に明確に定めるべきである。